



山形県公報

令和8年1月23日(金)

号 外 (2)

目 次

選挙管理委員会関係

告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日…………… 1
- 第51回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和8年1月23日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

登録の基準日 令和8年1月26日

山形県選挙管理委員会告示第2号

第51回衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

令和8年1月23日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

候補者届出政党が山形県内で届けた候補者数	テレビジョン放送	ラジオ放送
1人又は2人	株式会社さくらんぼテレビジョン 1回	株式会社エフエム山形 1回
3人	株式会社さくらんぼテレビジョン 1回 株式会社山形テレビ 1回	株式会社エフエム山形 1回

令和8年1月23日印刷 発行所 山形県庁
令和8年1月23日発行 発行人 山形県